

# 青森県報

第二千三百三十七号

平成十六年  
六月九日  
(水曜日)

## 目次

結核予防法による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一

## 公 告

- 貸金業者の登録の取消し……………(商工政策課) ……一
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……一
- 右 同……………( 同 ) ……二
- 除雪車両の交換に係る一般競争入札……………( 経 理 課 ) ……二
- 除雪車両の購入に係る一般競争入札……………( 八 戸 県 土 ) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………( 整 備 事 務 所 ) ……五
- 右 同……………( 十 和 田 県 土 ) ……六
- 出先機関……………( 整 備 事 務 所 ) ……六
- 土地改良事業の工事の完了……………( 西 地 方 農 林 ) ……六
- ……………( 水 産 事 務 所 ) ……六

## 告 示

青森県告示第四百三十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの

で、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラ ツグ大野店	青森市金沢三丁目二の二	平成十六年 五月三十一日

## 公 告

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号 松金融
- 二 氏名 松木嘉輝
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大清水一丁目一三の三
- 四 登録番号 青森県知事(一)第〇一六三四号
- 五 登録年月日 平成十五年三月二十五日
- 六 登録の取消しの年月日 平成十六年五月二十八日
- 七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベニーマート黒石店

黒石市ちとせ二丁目一五四番地外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

三 意見の概要

意見の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十六年六月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田南ショッピングセンター

十和田市大字相坂字小林二一外  
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村 圭三

2 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田 悦生

三 意見の概要

意見の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年六月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 ローター除雪車 (二・二メートル)

2 除雪グレーダ (四・〇メートル)

五台  
二台

二 納入期限

平成十六年十月十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一の1及び2に掲げる物品(以下「交換物品」という。)ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課財産管理グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

2 入札書の提出期限

平成十六年七月二十一日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

(二) 日時

平成十六年七月二十九日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行ない、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務  
(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき交換物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象  
交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

① Five(5) Snow Plow (Blade length 2.2 meters class)

② Two(2) Snow Removal Motor Graders (Blade length 4.0 meters class)

2 Time limit for tender:

5:15 P.M. July 21, 2004

3 Contact Point for the notice:

Management Section

Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

除雪車両の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
凍結防止剤散布車（二・五立方メートル 自走式 三台）

四・〇立方メートル 自走式 一台） 四台

二 納入期限

平成十六年十月十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一に掲げる物品（以下「購入物品」という。）ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者でないこと。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課財産管理グループ  
電話 〇一七 七三四 九〇九八

2 入札書の提出期限

平成十六年七月二十一日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

(二) 日時

平成十六年七月二十九日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年

三月青森県規則第十号(第百五十九条の規定による)。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていないと判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

① Four (4) Antifreeze Scattering Vehicles (Three (3) 2.5m<sup>2</sup> class・One (1) 4.0m<sup>2</sup> class)

2 Time limit for tender:

5:15 P.M. July 21, 2004

3 Contact Point for the notice:

Management Section

Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青森鋼材リース株式会社

二 代表者の氏名 尾崎 不二夫

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字長七谷地二の六三〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一五三〇一号

五 取消年月日 平成十六年五月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月二十七日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月九日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 商号又は名称 豊川建築
- 二 氏名 豊川 忠悦
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西十四番町五〇の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第一三九二二号
- 五 取消年月日 平成十六年五月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十六年五月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年六月九日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
大 館	一般農道整備事業	平成一六・三三
八 重 菊	"	"
狄ヶ館西	"	"
白 神	"	一六・五三
出 来 島	ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業）	一六・三三
狄ヶ館	ため池等整備事業	"

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭